

第7章 学生支援

【1】現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

1. 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、教育理念として、3つの教育目標を掲げている。(1) 幅広い教養を身につけ、専門知識・技能を活用することにより地域社会を支える人物を育成すること、(2) 自由闊達を尊重する学風のもとで知的関心を醸成しつつ、多様な人びとと協力しながら課題に取り組む人物を育成すること、(3) 地域に根ざし世界につながる知的能力の高い国際人を育成すること。この3つの教育目標を達成すべく、「学生支援に関する大学としての方針」として修学支援、生活支援、進路支援の3つの方針を掲げ、きめ細やかな学生支援を行い、安定した学生生活の実現に努めている。3つの方針については、以下のとおり本学ウェブサイトにて公表している（資料 2-31【ウェブ】）。

学生支援に関する大学としての方針

1. 修学支援の方針

- ①高等学校等から大学教育へのスムーズな移行を図り、学生の能力に応じた学びの支援を行う。
- ②しょうがいのある学生、留学生等、多様な学生が安心して学習できる修学の支援を行う。
- ③成績不振の学生の状況把握と指導、卒業延期者及び休学者、退学希望者の状況を把握し、関係部局が連携して支援を行う。
- ④家計の急変等、経済的に学業継続が困難な学生に対して奨学金による支援を行う。課外活動に対して環境整備を行い、活動を促進させるために経済的支援を行う。

2. 生活支援の方針

- ①学生のあらゆる相談に応じ、快適で充実した学生生活を送れるよう、相談体制を整備し支援を行う。
- ②学生が快適かつ安全な学生生活を送れるよう、学生一人ひとりの人権を尊重し、ハラスメントの防止及び対策を徹底するとともに啓蒙活動に努める。
- ③学生の心身の健康と維持増進をはかるため、健康相談や専門的な支援を行う。

3. 進路支援の方針

- ①社会人として自立して人生を切り開いていく力（就業力）を涵養するキャリア形成支援を展開する。

②学生一人ひとりの個性と能力を大切にしたいきめの細かい職業的進路選択の支援を体系的に実施する。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ①学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ②正課外教育
- ③留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ④障がいのある学生に対する修学支援
- ⑤成績不振の学生の状況把握と指導
- ⑥留年者及び休学者の状況把握と対応
- ⑦退学希望者の状況把握と対応
- ⑧奨学金その他の経済的支援の整備
- ⑨授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ①学生の相談に応じる体制の整備
- ②ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ③学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ①キャリア教育の実施
- ②学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ③進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1. 学生支援体制の適切な整備

本学では、修学支援、生活支援、進路支援の3つの方針に基づき、学生支援体制の整備を行っている。

修学支援体制

本学では、2008（平成20）年4月より教育センターを設置し（資料7-1、資料7-2【ウェブ】）、高等学校等から大学教育へのスムーズな移行を図るための学習支援、基礎学力の養成等、学生の能力に応じた学びの支援を行っている。また、教育センターでは、成績不振の学生についての状況を把握し、面談指導を実施しているが（資料7-3）、2020（令和2）年度に関しては新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響からこの取組みは実施できなかった。卒業延期者及び休学者、退学希望者については、教務課が状況を事前に把握し、中途退学を

食い止め、卒業に繋ぐ支援を関係部署（例えば学費や経済的支援に関する場合はなんでも相談室（資料 7-4）、学生課、経理課など、生活面に関する場合はなんでも相談室やインクルーシブ学生支援センター（資料 3-34）など）と連携しながら講じている。

しょうがい等のある学生が、授業を受ける上での合理的配慮を必要とする場合、しょうがい学生支援室（資料 7-5）で相談に応じ、対応している。

また、本学が「熊本学園大学国際化ビジョン」（資料 7-6【ウェブ】）に掲げる「地域に貢献し、世界で活躍できるグローバル人材を育成する大学」を実現するため、2017（平成 29）年 9 月に学長を議長とする国際化推進会議（資料 7-7）を設け、国際化の進捗の検証を通じ、学生への国際教育・交流の支援につながる方針の策定を行っている。加えて国際化ビジョンの実質化に向けて、国際教育・交流を担う組織として学長の指名する国際交流委員長及び各学部・大学院委員会から選出された教員、国際教育課長で構成する国際交流委員会を設置し（資料 7-8）、国際教育課を担当部署とし学生支援に取り組んでいる。

さらに、本学学生の福利厚生と学生生活の充実向上に関する事項について協議する学生部委員会（資料 7-9）を設置し、家計の急変等、経済的に学業継続が困難な学生に対して奨学金による支援や課外活動に対して環境整備を行う等、活動を促進させるための支援を学生課が担っている。

このほか、商学部、経済学部及び外国語学部では、「成績優秀学生賞」として人物・学力ともに優れた学生を毎年表彰することにより、学生本人の榮譽を称え、学業を奨励する取り組みを行っている（資料 7-10、資料 7-11、資料 7-12）。表彰者の名前・学科・学年は公開し賞状を渡すことにより、学生の学業に対するモチベーションを保つことにも繋がっている。

生活支援体制

インクルーシブ学生支援センター（資料 7-13【ウェブ】）内に 3 部門の相談支援体制を整備している。なんでも相談室では、学生のあらゆる相談に応じ、関係部署とも連携し、問題解決に努めている。しょうがい学生支援室では、しょうがい等のある学生が、学生生活を送る上での合理的配慮が必要な事項について相談に応じ、対応している。保健室では、学生の心身の健康と維持促進をはかるため、健康相談や専門的支援を行っている。

また、学生一人ひとりが個人として尊重され、ハラスメントやその他人権侵害のない良好な環境で学生生活を送ることができるよう、差別と人権に関する委員会（資料 7-14）及び差別と人権に関する専門委員会（資料 7-15）を設置し、ハラスメント等の防止及び対策を徹底するとともに啓蒙活動に努めている。

進路支援体制

学長から任命された就職委員長及び各学部から選出された就職委員からなる就職委員会（資料 7-16）と就職課を中心として、低年次向けに実施するキャリア形成支援プログラムや高年次向けの就職支援プログラムを体系化し、一貫して実施することができる体制を整え、学生一人ひとりの個性と能力を大切に、きめの細かい職業的進路選択の支援を実施している。

2. 学生の修学に関する適切な支援の実施

①学生の能力に応じた補習教育、補充教育

教育センターにおける取組みとして、「一日1題」「コツコツ数学」「これプリ English」「コラムを読もう」が挙げられる。これらの取組みは大学で学ぶ際の基礎となる能力を身に付けさせることを目的としており、学生の能力に応じたリメディアル教育を行っている（資料7-17）。

教育センターによる取組み以外にも、すべての学部でオフィスアワー（資料7-18）を設けており、科目担当者に対して授業に関する質問や相談ができる体制を構築している。また、英語を学ぶeラーニングシステム「スーパー英語 Academic Express 3」を導入しており、従前より本学において導入していたeラーニングシステム「ALC NetAcademy2」の後継として、2020（令和2）年度に英米学科が先行する形で導入し、2021（令和3）年度より全学部の学生が利用できるようにした。機能として「Placement Quiz（簡易テスト）」で自身の英語力を知ることができ、自分自身のレベルに応じた学びを繰り返し行える。また、パソコンやスマートフォンで利用できるため、自宅での学びや空き時間を活用した自学自習にも適している（資料7-19）。

2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて、取組みのなかには十分な対応ができなかったものもある。一方、履修者数の多い講義系の科目を中心に本学でも遠隔授業を実施したが、遠隔授業に不慣れな学生については、教務課によるメールでの個別相談体制（資料7-20）や、ウェブサイトを活用した解説サイトの作成（資料7-21【ウェブ】）などを行い、遠隔授業に関する学生支援についても丁寧に取り組んだ。

②正課外教育

就職課による「課外講座」（資料7-22【ウェブ】）、eキャンパスセンターによる「講習会」（資料7-23【ウェブ】）、地域社会で活躍できる人材の育成を行う「地域中核人材育成プログラム」（資料7-24【ウェブ】）など、多くの正課外教育が実施されており、学生の学びを支援している。以下では、特徴的な正課外教育として「地域中核人材育成プログラム」について述べる。

「地域中核人材育成プログラム」は、地域社会で中核となって活躍する有為な人材を育成するため、2016（平成28）年度よりスタートした本学独自のプログラムである（資料7-25）。

「リーダーシップ育成プロジェクト」「課題解決型プロジェクト学習」等、課題解決型学習（PBL）を用いた授業が実施されるとともに、地域社会で活躍しているリーダーを招いた実践的な授業が行われていることも特徴である。2019（令和元）年度にはじめて当該プログラムの修了生として18名が、熊本県庁（行政職）や肥後銀行といった地域を代表する企業等に就職し、社会人として活躍している。2020（令和2）年度は修了生が2名と少なかったが、こちらも全員が就職を果たしており、「地域中核人材育成プログラム」の修了生が社会の各層で活躍し、地域社会に浸透していくことを期待しているところである（資料7-26）。なお、プログラムを修了した学生には修了証が発行される（資料7-27）。

③留学生等の多様な学生に対する修学支援

現在、学部間交流協定を含め海外15ヶ国・地域の33大学と交流協定を締結し、毎年学生

の派遣と受け入れを行っている（資料 7-28【ウェブ】）。国際交流プログラムは、「交換留学（1 年間・1 学期間）」、夏期・春期休業期間を利用した「サマープログラム」「短期認定留学」、企業と連携し実施する「海外就業体験プログラム」である（資料 7-29【ウェブ】）。また、学部独自の海外派遣プログラムも、学部ごとに実施している（資料 7-30【ウェブ】）。

本学の国際交流プログラムによる派遣学生向けには、本学独自の経済支援として海外留学援助金を支給している。

また、私費外国人留学生向けの手厚い修学支援として授業料の 50%を減免する私費外国人留学生授業料減免制度を設けている（資料 7-31、資料 7-32、資料 7-33）。

留学生寮の国際交流会館を完備し、2018（平成 30）年からは「レジデント・アシスタント制度」（資料 7-34）を開始した。日本人学生が国際交流会館に留学生と共に生活しながら、日々留学生からの学びや生活の相談に応じるなど全面的な支援活動を行っている。支援や共生を通じ、多様な価値観や言語に直接触れ、異文化理解や交流を体験できる格好の機会となっている。

2020（令和 2）年度及び 2021（令和 3）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により派遣・受入れのすべてのプログラムが中止を余儀なくされ、国際交流はオンラインを活用した交流や情報発信にシフトしてきた。2020（令和 2）年 1 月から Zoom 会議を利用し、海外協定校と「オンライン留学サロン」を開始した（資料 7-35）。また、2021（令和 3）年度からは、学生がより主体的に取り組む活動となるよう「サロン・リーダー」を募集し、学生参画で運営している。サロン・リーダーは、交流の企画、参加学生への開催前後のアドバイスやサポート、留学サロン開催当日のモデレーターと多彩な役割を担っている。2021（令和 3）年度春学期には、韓国、台湾、ベトナム、ドイツの各交流校と 93 回の留学サロンを開催し、延べ参加者数は 244 名にのぼる（資料 7-36）。更に「交換留学」「サマープログラム」の実派遣に替え、「留学支援プログラム」「オンラインプログラム（夏・春コース）」を創設した。協定校の既存プログラムもしくは本学向けの特別プログラムをオンライン受講し、修了書が授与される。2021（令和 3）年度は、両プログラムに夏・春コースあわせて 16 名が参加した（資料 7-37）。

④障がいのある学生に対する修学支援

しょうがい等のある学生に対する修学支援については、本学学長を委員長とするインクルーシブ学生支援全学委員会で策定された「熊本学園大学におけるしょうがい学生支援の基本方針」（資料 7-38【ウェブ】）に従い、インクルーシブ学生支援専門委員会の決定に基づき、全学的視点からしょうがいのある学生等に必要な合理的配慮等について審議している（資料 7-39）。また、インクルーシブ学生支援センター（資料 7-13【ウェブ】）の運営を円滑にするため、各学部選出の専任教員を中心としたインクルーシブ学生支援センター運営委員会にて運営等に関する具体的事項を審議する体制をとっている（資料 3-34）。

しょうがい学生支援室では、授業を受ける上であるいは学生生活において、しょうがいなどを理由に支援や配慮が必要な学生に対して相談に応じ、必要にあわせた修学支援を行っている。

しょうがいや病気などによって修学上配慮が必要な学生から申し出があった場合、インクルーシブ学生支援センターが、授業や定期試験を受ける上での合理的配慮が必要な事項

(提出物や試験時間の延長、別室受験、座席の配慮、教材や答案用紙の拡大、薬品の持ち込み等)について把握し、配慮依頼文書を作成して授業担当教員へ配付している(資料7-40)。加えて、配慮依頼内容については、学生からも教員へ依頼するよう指導している。(資料7-41【ウェブ】)。

授業支援としては、しょうがい学生サポーターによる授業時間の代筆や点訳、パソコンテイクなどの情報支援や動作補助、支援機器(デジタルワイヤレス補聴システム、拡大読書器等)の貸し出し等を行っている。この学生サポーターは、しょうがい学生支援室で養成し、支援スキルなどを学んだ上でしょうがい学生の支援を行い、支援活動には大学から謝礼を支給している。

入学希望の問い合わせやオープンキャンパス参加者に対しては、入試課と連携のもと、入学試験時における必要な配慮や本学の支援体制について説明を行っている。そして、入学決定者に対しては、入学前面談を実施している(資料7-42【ウェブ】、資料7-43)。

その他、「障がい学生支援連絡協議会(大学コンソーシアム熊本地域創造部会)」や毎月実施される「Sun-kuma 会議(県内4大学の会議)」(資料7-44)への参加を通じて、大学間のネットワークを形成し幅広い情報収集により、修学支援体制の質の向上を図っている。

⑤成績不振の学生の状況把握と指導

2020(令和2)年度については新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあって、とりわけ春学期については十分な対応が取れなかったが、秋学期は、GPAと単位修得状況を基に成績不振の学生を抽出し、ポータルシステムによるアンケート調査と、教務課職員による電話連絡を行った(資料7-45)。12月以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大により制限はあったものの、学部・学科との連携をはかり情報共有を行うとともに、成績不振学生に対する指導を実施した(資料7-46)。

大学院専門職学位課程では、必修科目の未修得者を把握した上で、必要に応じて面談を行っている。

⑥留年者及び休学者の状況把握と対応

留年者については、毎年2月及び3月に開催される教授会及び研究科委員会において、卒業判定又は修了判定の結果として留年者数が示され、教務課及び大学院事務室で該当する学生について把握を行っている。留年者は他の在學生と同様、在學生登校日に出席し、履修指導を受けるなど必要な対応をとっている。

休学者については、対象となる者が生じる都度、教授会及び研究科委員会において「学籍異動について」という議題のもと審議がなされ、休学の理由を含めて状況の把握を行っている。休学者については、復学時に不安を抱えているケースが少なくないことから、2019(令和元)年度より「復学に向けた説明会」を開催しており、休学中の学生や保護者に対して不安を払拭する取組みを行っている。2020(令和2)年度に関しては新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等もあり出席者は多くなかったが、出席者からの評判は概ね良好であった(資料7-47)。

⑦退学希望者の状況把握と対応

退学、除籍者については、休学者と同様、対象となる者が生じる都度、教授会及び研究科委員会において審議がなされ、退学の理由を含めて状況の把握を行っている。退学を希望する学生については、必ず学級主任による面談を行うこととしており、退学する理由についての確認等、丁寧な対応を行っている（資料 7-48）。

⑧奨学金その他の経済的支援の整備

本学では、学生に対する経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金を中心に、地方自治体、民間団体及び本学独自の奨学金を活用し、学生一人ひとりの状況に合わせた支援を行っている。特に 2020（令和 2）年度より開始された国の「高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構給付奨学金）」については、本学は対象校となっており、積極的な周知により全学生の 15%が支援対象となり、学生の経済的な負担軽減に繋がっている（大学基礎データ表 7）。

本学独自の奨学金も充実させており、経済的困窮から修学が困難になった者に対しては「給費生制度」「同窓会志文会奨学金制度（1号奨学生・2号奨学生）」、第二部で学ぶ勤労学生で経済的に困難な者に対しては「第二部学生有職者奨学金」、2017（平成 29）年に新設した兄弟姉妹が同時に在学する場合の「兄弟姉妹減免制度」、私費外国人留学生や留学志望の学生に対しては「肥後銀行国際交流奨学基金」「田島司郎国際奨学基金」「同窓会志文会奨学金制度（3号奨学生）」を運用し、経済的支援を実施している（資料 7-49【ウェブ】、資料 7-50【ウェブ】）。

2020（令和 2）年度は更に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う本学独自の経済的支援として、規程を整備し、家計支持者の収入減少により学業継続に影響が出ている学生を対象とした「2020年度緊急特別授業料その他納入金等減免制度」「2020年度緊急特別修学支援金タイプ 1」を設け、学業継続を目的とした支援を実施した。あわせて、アルバイト等の収入減少や家計支持者等による仕送り額が減少した自宅外通学の学生を対象に「2020年度緊急特別修学支援金タイプ 2」の制度を設け、生活支援も行った（資料 7-51【ウェブ】）。

この他、令和 2 年 7 月豪雨の影響で家計が急変し、修学継続が困難になった学生を対象に「災害救助法適用による授業料その他納入金等減免規程」（資料 7-52）に則り支援を実施した。

⑨授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業その他の費用や経済的支援制度について、本学ウェブサイトや「大学案内」へ掲載することにより、受験生、入学予定者にも広く周知を行っている。

一方、在学生に対する奨学金募集案内や授業料減免制度等の案内は、本学ウェブサイトに加え、学生向けポータルサイトや学内掲示板、「学生生活ハンドブック」（資料 7-53）を用いて周知している。

特に、日本学生支援機構の奨学金を希望する在学生・新入生に対しては、定期的に説明会を開催し、状況に応じた情報提供を行っている。

2020（令和 2）年度から始まった高等教育の修学支援制度については、2019（令和元）年秋に、在学生の予約申請に向けて、掲示、学生向けポータルサイト等での周知（資料 7-54）

だけでなく、全学生の保護者へはがきによる案内（資料 7-55）を行い、制度に関する説明会も複数回実施した結果、幅広く対象となりうる学生の申請・採用に繋げることができた。

3. 学生の生活に関する適切な支援の実施

①学生の相談に応じる体制の整備

なんでも相談室では、相談室職員と臨床心理士、社会福祉士、司法書士等の専門的知識を有する相談員が相談支援にあたっている。また、相談学生の外的要因に着目し、環境を改善していくことによって問題を解決に導く支援を行うソーシャルワークも導入している（資料 7-56【ウェブ】）。

相談員は、主に非常勤職員が対応しているため、時間や期間の制限により迅速に学生へ繋げることができない、もしくは学生との深い関係を構築できないケースがある。その対応策として、新学期開始の2週間前より相談員の配置及び学内の人材を活用し、公認心理師を常駐させて年間を通して相談できる体制を2020（令和2）年4月より整えた。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、大半の授業が対面式授業から遠隔授業へ変更されたため、なんでも相談室を利用する学生が減少した一方、メンタルの不調等による電話相談や、保健室の紹介による利用者などは増加している。

しょうがい学生支援室では、しょうがい等のある学生が、学生生活を送る上での合理的配慮が必要な事項について相談に応じ、対応している（資料 7-41【ウェブ】）。具体的には、ロッカーや備品の貸し出し、特別駐車許可証の発行等を行っている。重度のしょうがいをもつ学生については、重度訪問介護事業所と契約を結び、食事介助やトイレ介助等を行っている。

②ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメント防止のための体制の整備については、「学校法人熊本学園人権の尊重並びにハラスメント等の防止及び対策に関する規程」（以下、「人権委員会規程」）（資料 7-14）に基づき、法人に「差別と人権に関する委員会」（以下、「人権委員会」）を設置、大学に「差別と人権に関する専門委員会」（以下、「専門委員会」）（資料 7-15）を設置している。

人権委員会では、ハラスメント等の防止及び啓蒙活動として、「人権委員会規程」及び「学校法人熊本学園ハラスメント防止ガイドライン」（資料 7-57）の整備、「ハラスメント防止リーフレット」（資料 7-58）の作成を行い、本学ウェブサイトに掲載し、周知している（資料 7-59【ウェブ】）。

ハラスメント等の相談は、教職員から選出された相談員及び大学なんでも相談室で受け付けている。相談員の氏名や連絡先は、「ハラスメント防止リーフレット」及び毎年、年度初めに学生に配付する「ダイアリー」（資料 7-60）に明記している。ハラスメント等について調整、調停、調査処分等の申立てがあった場合は、人権委員会においてその対応にあたる委員及び委員会を設置し、事情の聴取や事実確認等を行い、問題解決を図っている。また、人権委員会では、学生支援の充実を図るために、ハラスメント等について共通認識を持って対応できるよう2年に一度相談員及び人権委員会委員を対象とした研修会を行っている。2020（令和2）年12月、コロナ禍のもとであったがオンラインにて研修会を行うことができた（資料 7-61）。また、2020（令和2）年9月には、大学専任職員の研修会においてハラスメント防止研修を行い、ハラスメントの実態と対策について認識を深めた（資料 7-62）。

専門委員会では、学生及び教職員を対象に人権にかかわる諸問題について理解を深める

ための講演会を年2回開催している(資料7-63)。2019(令和元)年度はハラスメントをテーマに講演会を開催し、ハラスメントに対する意識啓発を行った(資料7-64)。今後も学生が快適かつ安全な学生生活を送れるように、ハラスメント等の防止及び啓蒙活動を継続していく。

③学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

保健室では、保健師と看護師が常駐することにより、日常的な応急処置への対応から学生の健康相談まで総合的に指導助言を行っている(資料7-65【ウェブ】)。定期健康診断の義務化(未受診の場合、最終的には除籍となる)により、学生全員の保健管理を徹底している。有所見者に対しては、事後措置等健康の保持増進についての必要な指導を行っている(資料7-66)。

学生が継続的に相談を受けられる体制として、①新入生を対象に、しょうがいや既往症の有無による健康面談の実施(状況に応じて、しょうがい学生支援室やなんでも相談室へ繋いでいる)、②飲酒に関する教育及び啓発としてアルコールパッチ検査の実施等の取組みを行っている。

新型コロナウイルス感染症への対応としては、「新型コロナウイルス感染症対応専用室」を設置し、学内感染防止対策を行った。また、実習や課外活動を行う学生にPCR検査を実施する等、検査体制の充実を図った。コロナ禍において大半の授業が対面式授業から遠隔授業へ変更されたことにより、学生の窓口対応や救急措置の件数が減少した一方で、メンタルの不調等による電話相談が急増しており、なんでも相談室と連携し対応している。

4. 学生の進路に関する適切な支援の実施

①キャリア教育の実施

正課のカリキュラムとして、全学部・全学科を対象に「キャリアデザイン論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(各1・2・3年次対象)」を開講している。グローバル化する日本社会において、雇用を前提とした静的なキャリア理論から脱却して、自律的にキャリアをデザインする動的なキャリア理論を理解し、物事を考え抜く力とコミュニケーション能力を身に付けることを目的としている。授業の内容として、「キャリアデザイン論Ⅰ」では、熊本県経営者協会に所属する企業等の経営者や人事担当者を招いての講義を実施し、講義後には質疑応答や意見交換を行った。「キャリアデザイン論Ⅱ」では、地場企業の熊本日日新聞社とあつまるホールディングスと連携し、実際の現場での問題を課題として提供して頂き、それを学生がグループごとに課題解決するPBL(Problem-based Learning: 問題解決型・産学協同就業力育成授業)を実施した。「キャリアデザイン論Ⅲ」では、学生が第一線で働く先輩社会人へのインタビューや企業見学などのフィールドワーク等を行い、その成果を発表した。このように「職業とは何か」、「なんのために働くのか」などの職業観や進路選択能力を高める取組みを行っている。2020(令和2)年度の履修者は「キャリアデザイン論Ⅰ」が329名、「キャリアデザイン論Ⅱ」が153名、「キャリアデザイン論Ⅲ」が69名いたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大への対策として、全てを遠隔授業に変更して行った。また、2021(令和3)年度は「キャリアデザイン論Ⅰ・Ⅱ」は遠隔授業、「キャリアデザイン論Ⅲ」は、「遠隔」と「対面」のハイブリッドで実施している(資料4-23)。

そのほかにも商学部ホスピタリティ・マネジメント学科の「ビジネスマナー」など、学部のカリキュラムにキャリア教育を組み込んでいるものもある。

②学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

学長から任命された就職委員長及び各学部から選出された就職委員からなる就職委員会と就職課を中心として、低年次向けに実施するキャリア形成支援プログラムや高年次向けの就職支援プログラムを体系化し、一貫して実施することができる体制を整えている。また、特に専門的な就職支援が必要な場合には、学内外の関連部署・機関等との連携も積極的に行い、より円滑な就職支援を行っている（資料 7-16）。

③進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

就職課では、学生一人ひとりの個性と能力に応じたキャリアデザイン（将来設計）の指導と支援をきめ細かく行い、学生が自らの生き方（学び・生活）を考え、将来を見据えた職業的進路選択をすることができる能力の育成に力を入れている。その方向性を示すものとして、本学オリジナルの「就業力育成 MAP」（資料 7-67【ウェブ】）を毎年新入生全員に配付している。各種講座や就職サポート、施設といった大学に用意されている強力なバックアップ体制をいかに有効活用していけばよいかを、1 学年ごとの到達目標に沿って、就業力を着実に積み上げていくナビゲーション MAP となっており、4 年間をかけて自分で考え、自分で行動し、未来の自分のビジョンを明確に描ける「就業力」を身につけるよう促している。例年であれば、保護者に対しても入学式や 6～7 月にかけて九州各県で行っている大学懇談会時に「就業力育成 MAP」を示して説明を行っているが、2020（令和 2）と 2021（令和 3）年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、対面での説明が中止となり、代わりに特設ページを本学ウェブサイト開設し、動画配信という形で説明を行った（資料 7-68）。

就職課の具体的な支援として、低学年向けキャリア・就職ガイダンスでは、1・2 年次のうちに自分自身のキャリアについて考えることで将来を意識し、学生生活を意義あるものにするための説明を行っている。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、2020（令和 2）年度は 12 月の実施という遅い開催となったが、2021（令和 3）年度は 5 月にウェブでの開催を行い、400 名近い参加があった。

就職活動が本格化する 3 年次に対する支援として、その中心に位置付けている就職ガイダンスは例年 5 月から開催しているが、2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響のため第 1 回目は 7 月の開催となった。その後、3 年次の最終回として第 4 回目のガイダンスを 2 月にウェブのみで開催し、600 名程の参加があった。また、10～11 月にかけて 3 年生全員の個別面談会を実施した。就職ガイダンスと共に力を入れている支援策であり、コロナ禍にも関わらず 88%を上回る学生との面談が実施できた（資料 7-69）。面談形式として、2020（令和 2）年度からはウェブによる対応も行った。また、対面での実施の場合には特に注意が必要なため完全予約制として、面談室が密にならないよう対策をとった。面談は、主に学部担当の就職課スタッフが行い、進路に対する準備・進捗状況の確認や就職課の利用法、就職活動に対する相談など、一人あたり 20～30 分をかけて丁寧に対応することにより、その後のスムーズな就職相談や就職課の利用等に繋がっている。

就職活動を終えた 4 年生が、学生就職アドバイザー（GSA）（資料 7-70）として実体験に

基づいた就活のコツなどを3年生に伝える機会をGSA活動塾として、10月から実施した。また、その集大成として2日間にわたって行われる集中研修では、4年生だけではなく企業の人事担当者やキャリアカウンセラー、OB・OGの協力のもと指導が行われた。本来であれば1泊2日で実施していたものを、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から2020（令和2）年度は日帰りに変更して2日間行ったが、参加した学生の満足度はかなり高いものとなっている（資料7-71）。

マナー講座、面接対策講座、履歴書・エントリーシート対策講座、筆記試験対策講座（一般常識・ウェブテスト）等についてもWeb開催などを含め、実施に至った。近年、企業・学生からのニーズが高まっているインターンシップについての準備や参加についての説明も、2021（令和3）年度は、3年次の5月からガイダンスと別にウェブを利用して行った（資料7-72）。

学生が企業などと直接の接点をはかることを目的に行っているのが、単独もしくは合同での説明会である。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、2020（令和2）年3月実施予定分は中止とした学内合同会社説明会であったが、2021（令和3）年3月は本学でも初となるオンラインによる開催とし、3日間で事業所は約90社、学生はのべ約1,200名の参加があった。開催にあたっては全て事前予約制とし、参加した学生の中には約20社の事業所の説明を受けるなど、大きな混乱もなくスムーズに開催できた。また、2020（令和2）年度の単独会社説明会についても春先には新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け中止が相次いだ。授業が再開された6月以降については、ウェブでの開催を含め50社程から申し込みがあった。また、4～5社を集めてのミニ合同会社説明会を9回開催し、学生の内定獲得へのきっかけとすることが出来た（資料7-73）。

その他にも、課外講座として就職支援講座・資格取得講座を開講した。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、2020（令和2）年度については、年度当初計画していた開講の日程繰り下げ、日程変更等の対応を行った上で講座を実施した。やむを得ず閉講となる講座もあったが、オンライン（オンデマンドを含む）での講義配信も可能とするなど、できる限りの対応を行った。対面での講義実施においては、本学独自の授業実施基準を準拠すると同時に、新たな定員制を設け、換気や消毒といった感染対策を講じた。対面での実施にあたり、新たに定員制を設けたため、受講者数を制限する講座もあったが、結果として、講座開始後は大きな混乱も無く実施できた。2021（令和3）年度は、前年度の状況を踏まえ、開講前から対面及びオンラインのどちらにも対応できるよう事前準備を進め、全ての講座を順調に開講することが出来ている（資料7-22【ウェブ】）。

以上のように、就職課では、就職相談員を含む総勢12名のスタッフで、学生の希望に沿った多種多様な進路・就職支援を行っている。企業情報の提供・職業紹介など、進路選択から就職内定に至るまで一貫した支援に加え、2020（令和2）年度からはウェブでの相談対応も行うなど、学生のニーズに沿った支援を行っている。

大学院では、大学教育の充実及び大学院生が教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供と経済的支援を目的として、ティーチング・アシスタント制度を設けており、この制度について、大学院ウェブサイト（資料7-74【ウェブ】）や「大学院学生便覧」、「会計専門職研究科学生便覧」（資料4-11【ウェブ】）にて情報提供している。

5. 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

2020（令和2）年度の正課外活動は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、大幅に制限された。その中でも活動の方法を探りながら様々な感染対策を講じた上で、学生の安全・安心を守るために、県や市のリスクレベルに合わせて課外活動の制限をその都度学内で検討し、学生への周知を徹底してきた。結果、2020（令和2）年度は感染状況に合わせて15回以上に及ぶ課外活動への対応を変更した（資料7-75）。基本的には公式大会やコンクール、演奏会等を控えているサークルのみ活動を許可し、活動を行う際には各サークル独自の感染対策を作成させ、ルールを守ったうえでの活動を義務付けた。

体育系サークルの支援においては、体育系サークルに所属する学生の遠征費の援助や課外活動にかかる費用の一部を援助する「スポーツ奨励金制度」（資料7-76）にて、2020（令和2）年度は1団体、3個人に奨励金を授与した。コロナ禍で試合数が減ってしまったため、例年よりも少ない授与となった（2019（令和元）年度は10団体、6個人に奨励金を授与）。この制度は学生の優れたスポーツの才能を育成し、その競技力の向上と学業との両立を促すため、スポーツ競技実績により奨励金を支給するものである。

2020（令和2）年度は、体育系サークルの大会等の中止が相次ぎ、試合結果等の学生の活躍を発信する機会が大幅に減ってしまったが、その中でも日々競技力向上に努める体育系サークルの学生の活躍を学内外に発信するために、SNSアカウント「KUMAGAKU スポーツ」をさらに強化した。新入生の入部促進のため、また、フォロワー数の裾野拡大を目指し、試合で活躍する学生だけでなく、地域の子どもたちに指導を行う学生などスポーツに携わる学生も取り上げる等、SNSを駆使し、様々な企画を行い、Twitter、Facebook、Instagramにて発信した。また、全国大会をかけた重要な試合などには職員も現地に足を運び撮影を行い、良質な素材を獲得できるよう努めた。

体育系並びに文化系サークルの指導者に対しては、日頃の感謝の意を表して、毎年サークル指導者懇談会を実施している。2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により書面での開催（資料7-77）となったが、指導者から直接意見・要望をいただき、回答する機会を設け、課外活動の更なる発展に努めた（資料7-78）。

また、学生主体のイベントにおいては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響でイベントの殆どが中止となってしまったが、動画共有サービスを利用することで文化活動の推進を図った。学生にとって一大イベントである学園祭「託麻祭」の開催方法を学生自治会と共に協議し、オンライン開催に変更した。また、特設ウェブサイトも立ち上げ、参加サークルはYouTubeチャンネルを開設した。学生には「熊本学園大学のサークルの魅力を発信すること」を意識付けし、演奏の様子を動画配信した。コロナ禍でも課外活動に奮闘する学生の姿を学内外に周知する良い機会となり、サークル活動の活性化を促すきっかけともなった。

ボランティアについては、2016（平成28）年熊本地震で被災し、本学学生による熊本県内での災害ボランティア活動をきっかけに、2017（平成29）年本学にボランティアセンターが設置された。主業務として災害復旧、復興支援を含むボランティア活動を支援することとしている。ボランティアセンターは学長をセンター長とし、センター長が副センター長を任命し、ボランティアコーディネーターと事務職員及び学生スタッフで運営している。またセンターの業務を円滑に行うためにセンター長、副センター長、学長が指名する運営委員による運営委員会が設置されている（資料3-35）。

2020（令和2）年度の活動及び支援状況は、特に災害ボランティアについては新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響でボランティアの開始、中断、再開の時期などを熊本県内、及び本学の感染状況を勘案して、本学における新型コロナウイルス対策本部会議の方針に

従いながら実施された。ボランティア活動の際に必要なボランティア保険加入学生数は314名、令和2年7月豪雨災害による熊本県内被災地、人吉・八代・芦北・球磨村へ豪雨災害ボランティアとして学生を計21回派遣し、延べ250名が参加した。主な活動内容は被災した家屋での床下、床上の泥出し、家財運び、浸水箇所の床はがし、ブラッシング、消毒などを行った(資料7-79)。

ボランティアセンターでは派遣する学生のために、ボランティア保険加入手続き及びその保険料を負担し、長靴、手袋、ビブスを貸し出し、熱中症対策のための飲料等を提供した。また被災地へのボランティア派遣にあたっては、ボランティアセンターが被災地の社会福祉協議会と連絡を取りあい被災地のニーズを把握し、参加を希望する学生の募集、参加する学生のための交通手段の手配を行った。あわせてボランティアに必要な消耗品費、交通費などはボランティアに対して助成を行う団体(日本財団学生ボランティアセンター、朝日新聞厚生文化事業団)へ助成申請を行うなどの支援を行った。令和2年7月豪雨災害ボランティアは新型コロナウイルス感染症への対応が必要であったために、被災地NGO協働センターから講師を招き、学生向けに「コロナ対策セミナー」も実施した(資料7-80)。

災害ボランティアに関する学生活動報告では、「学生ボランティア活動写真展2020」を学内2か所で開催し、在学生、新入生へのボランティア活動のアピールを行った(資料7-81)。また全国の各5大学、1大学コンソーシアムとの学生ボランティア報告会でボランティアセンターから本学学生がボランティア報告を行った(資料7-79)。

2020(令和2)年度のボランティア活動に対しては、本学で設けられている課外活動で優れた実績をあげた個人又は団体を表彰し、その活動をより一層奨励することを目的とする「丸山賞」(資料7-82)にボランティアセンターから特に継続的にボランティアグループ代表として功績のあった個人2名を推薦し、選考の結果、丸山賞授賞者として決定し授賞された(資料7-83)。また令和2年7月豪雨災害でボランティア活動を行った学生に対して、同窓会「志文会」より表彰された(資料7-84)。

ボランティアセンターでは学生のボランティア活動について、一般学生、地域へ広報するためにSNSによる発信のほか、地元メディアに対して積極的にリリースを行っている。NHK「クマロク!令和2年7月豪雨 被災地からの声」2021(令和3)年2月16日、3月2日放送では被災地での学生のボランティア活動が取り上げられた。また上記の「学生ボランティア活動写真展2020」は熊本日日新聞(2021(令和3)年4月25日)に掲載され、学生らが撮影した120点の写真についてその活動の軌跡が紹介された(資料7-81)。

6. その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生からの意見を把握する方法として、本学では「熊本学園大学 大学生生活の充実・発展に関する運営協議会」(以下、「運営協議会」)(資料7-85)ならびに、「熊本学園大学福利厚生運営委員会」(以下、「福利厚生運営委員会」)(資料7-86)の開催、「しょうがいのある学生との懇談会」等が挙げられる。

運営協議会の構成員は、教員委員から6名、職員委員から7名、学生委員からは10名である(詳細は(資料7-85)を参照)。学生が大学側と意見交換並びに意志疎通をはかり、大学及び学生生活に密接な関係を有する諸問題について積極的かつ建設的に協議する。2018(平成30)年度には、学生側より「体育館にWi-Fiを設置してほしい」という要望が提出され、検討した結果2020(令和2)年度に工事を実施した(資料7-87)。

また、福利厚生運営委員会については、上述の運営協議会とほぼ同じ時期に、ほぼ同じ構成メンバー（詳細は（資料 7-86）を参照）で開催されるが、特に学生の福利厚生面にかかわる事柄について議論が行われている。こちらも、開催にあたっては、学生側から大学へ事前に要望が提出され、会議の席上で大学側が回答し、活発な意見交換が行われる。2020（令和 2）年度については、学生側から福利厚生に関する要望がなかったため開催されなかったが、2019（令和元）年度開催時、学生側より「学生食堂の椅子やスペースを増やし、混雑せずに多くの人を利用できるよう対策を講じてほしい」という要望が提出されていた。大学側はこれらの要望を受け、学生の意見をリニューアルの参考にし、2021（令和 3）年度、学生食堂の改修工事を行った。

しょうがい等のある学生については、学生の申し出を受けて、授業担当教員へ合理的配慮文書の配付や合理的配慮の提供に向けた環境調整を実施している。また、年に 1 回「しょうがいのある学生との懇談会」（資料 7-88）を開催し、学生の意見や大学側への要望を聴取する等して、施設面や修学環境調整の支援も実施している。具体的には、車椅子利用のしょうがい学生の要望を受けて、11 号館・12 号館・図書館・学生会館の多目的トイレ改修を完了させた（資料 7-89【ウェブ】）。また、トイレの介助を受けるしょうがい学生のために簡易ベッドを利用頻度の高いトイレに配置、身体に麻痺があり自らページをめくることが難しい学生の要望を受け、図書館で書籍を読むことが出来るよう「自動ページめくり機りーだぶる」を購入した等の実績がある。発達しょうがいや精神しょうがいのある学生については、学生の希望に応じて、社会福祉士や臨床心理士といった専門職の相談員との定期面談や心理相談を提供しており、修学面や心身面を含めた総合的なサポートを行っている。

このほか、学生が参加し、意見・要望を言える場として熊本学園大学西合志研修所運営委員会（資料 7-90）、熊本学園大学学生会館管理運営委員会（資料 7-91）、熊本学園大学体育施設管理運営委員会（資料 3-31）、熊本学園大学学生寮委員会（資料 7-92）があり、年に 1・2 回、または必要に応じて開催され、要望が出れば関係部署と調整し、対応を検討する体制をとっている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

毎年実施している自己点検・評価の際に、学生支援に関連する各部局が自己点検・評価実施報告書を作成し、自己点検・評価委員会に提出する。これを受け、自己点検・評価委員会が報告書を作成し、学長、副学長、事務局長、学長室長などから構成される内部質保証推進委員会に報告する。内部質保証推進委員会はこの報告書に基づく検証及び改善・向上につながるための改善指示を行う（資料 7-93）。各部局はこの改善指示を受け、明らかになった学生支援に関連する課題について改善に向けた取組みを行い、その結果を改善報告書として作成し、内部質保証推進委員会に報告する。毎年度実施する自己点検・評価を通して結果を検証し、改善に結び付けることにより、学生支援の改善・向上につながるしくみを整えている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上の事例>

内部質保証推進委員会より、学生ボランティアは成果があがっているが、サークル等の課外活動の成果をボランティア及び社会活動と結びつけることで、課外活動を通じた地域貢献を図るよう改善指示（資料 7-94）がなされた。これを受け、ソフトテニス部（課外活動）が 2020（令和 2）年に発足した「熊本学園ジュニアスポーツクラブ」において、小・中学生への技術指導を通じて、競技力向上や地域スポーツ発展の貢献につなげることができた。このクラブには小・中学生約 30 名が在籍しており、2020（令和 2）年度は計 50 回、延べ 260 人の学生が指導に取り組み、地域貢献の一翼を担うことができた（資料 7-95）。

【2】長所・特色

本学においては、発達しょうがい等の配慮を要する学生が増加傾向にある。そこで、2016（平成 28）年 4 月にインクルーシブ学生支援センターを立ち上げ、センター内に 3 部門（なんでも相談室、しょうがい学生支援室、保健室）の相談支援体制を整備し、専門的知識を有する相談員を配置することで強化した。加えて、関係部署とも連携しながら、しょうがい等のある学生、問題を抱える学生に対して生活面、修学面での支援等に力を注いでいる。

また、2016（平成 28）年の熊本地震をきっかけに 2017（平成 29）年、本学にボランティアセンターを設置し、本学学生による熊本県内での災害復旧、復興支援を含む災害ボランティア活動の支援を行っている。熊本地震から 5 年経った現在もこの活動は続いており、また、新たに起こった 2020（令和 2）年 7 月豪雨の際も熊本県内被災地へ学生を計 21 回派遣した。ボランティアセンターを設置したことにより、ボランティア活動をやってみたいと思いつつも行動に移せなかった学生等が参加しやすくなり、また安心・安全に活動できるよう、ハード面、ソフト面両面でのサポートが可能となった。

【3】問題点

なし。

【4】全体のまとめ

2020（令和 2）年以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、各部署での支援が例年通り行えない状況が続いているなか、大学が掲げている学生支援に関する 3 つの方針（修学支援、生活支援、進路支援）に基づき、各部署は多様な取組みを行っている。

修学支援においては、学生の能力に応じたりメディアル教育を実施し、大学で学ぶ際の基礎となる能力を身につけさせているほか、正課外の教育にも取り組み、学生の修学に関する適切な支援を実施している。また、関係各署や学部・学科との連携を図り情報共有を行うとともに、成績不振学生に対する指導等も実施している。しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、十分な対応ができないことも多く、遠隔授業等が増えたことにより、遠隔授業に不慣れな学生等の相談も増加している。さらにきめ細かな履修指導及び学修支援等の対応が求められるため、これまで以上に関連部署との連携を強化している。

留学については、2020（令和 2）年度及び 2021（令和 3）年度と、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により派遣・受入れのすべてのプログラムが中止を余儀なくされたが、オンライン等によるプログラムで例年とは違う形ではあったが、派遣に代え、対応すること

ができた。

しょうがい等のある学生が、授業を受ける上での合理的配慮が必要な事項については、しょうがい学生支援室で相談に応じ、対応している。また、しょうがいの種別に応じた修学支援も行っている。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことにより、支援員としょうがい学生との接点が少なくなる傾向にあり、きめ細かな対応が難しい状況となっている。

経済面では、日本学生支援機構の奨学金を中心に、地方自治体、民間団体及び本学独自の奨学金を活用し、学生一人ひとりの状況に合わせた支援を行い、経済的困窮から修学困難な学生が学業継続を諦めることのないよう、学生課で取組みを行っている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、家計支持者の急激な収入減少等により学業継続に影響が出ている学生を対象とした新たな本学独自の給付奨学金制度等も設け、支援を実施した。2020（令和2）年度より国の高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構給付奨学金）が開始されたことも学生の経済的な負担軽減に繋がっている。

生活支援については、インクルーシブ学生支援センター内に3部門（なんでも相談室、しょうがい学生支援室、保健室）の相談支援体制を整備し、専門的知識を有する相談員を配置し強化した。関係部署とも連携しながら、しょうがい等のある学生、問題を抱える学生に対して生活面、修学面での支援等に力を注いでいる。また、コロナ禍においてメンタルの不調等による電話相談が急増しており、センター内で情報共有し対応している。

ハラスメント等の相談は、教職員から選出された相談員及び大学なんでも相談室で受け付け、事情の聴取や事実確認等を行い、問題解決を図っている。大学に設置された専門委員会では、学生が快適かつ安全な学生生活を送れるように、ハラスメント等の防止及び啓蒙活動を継続していく。

進路支援においては、就職課を中心に1年次から4年間をかけて、学生が自分で考え、自分で行動し、将来を見据えた職業的進路選択をすることができる能力の育成に力を入れている。このコロナ禍においても手段や日程の変更等を行い、例年同様支援に取り組んだ。

学生支援の適切性については各部署が毎年度、自己点検・評価を行い、内部質保証推進委員会から検証及び改善・向上につなげるための改善指示が行われる。改善指示を受け、自己点検・評価で明らかになった課題について、各部署が改善に着手し、学生支援の改善・向上につながるしくみを整えている。

以上のことから、本学は当該基準に照らして秀でた水準にあると考える。